唐津市陸上競技場

区分			改正後			
		アマチュアスポーツに利用		アマチュアスポーツ以外に利用		(1時間当たり)
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	(1時間当たり)
専用利用	一般	1,100円	2,200円	3,300円	13,200円	1,650円
	生徒・児童	550円	1,100円	_	_	820円

区分		改正前 (3時間当たり)	改正後 (1時間当たり)	
個人利用	一般	100円	110円	
	生徒・児童	50円	50円	

区分	改正前 (3 0 分当たり)	改正後 (3 0 分当たり)
夜間照明施設	410円	410円

【備考】

- ・一般とは、15歳以上で中学生及び高校生以外の人です。
- ・市民以外の個人、団体の使用料は、表示料金の2倍となります。
- ・物品の売買、宣伝を目的として利用する場合の使用料は、表示料金の5倍となります。
- ・入場料を徴収する場合の使用料は、表示料金の5倍となります。
- ・令和4年度までに購入した個人利用の回数券は、令和5年4月1日以降に利用する場合においても、使用料の差額を支払うことで利用できます。
- ・陸上競技場の夜間照明施設を利用する場合は、「陸上競技場、屋外運動場及び運動広場の 夜間照明施設利用券」を事前購入し、利用券の提出が必要です。
- ・令和5年4月1日以降に施設を利用する場合(ただし、令和4年12月23日より前に許可を受けた場合を除く)は、改正後の使用料となります。

【担当課】

スポーツ局スポーツ振興課

【電話番号】

0955-72-9237